

# 実行委員会規程

## 第1条 [目的]

本規程は、JHL規約第7条に基づき、実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

## 第2条 [実行委員]

- (1) JHLチームは、実行委員候補者1名を指名しJHLに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づきJHLチームから指名し届け出がなされた実行委員候補者は、理事会の承認をもって選任される。
- (3) 前項に基づき選任された実行委員は、本規程に基づき開催される実行委員会に出席する義務を負う。

## 第3条 [実行委員会の構成]

- (1) JHLに設置する実行委員会を「JHL実行委員会」という。
- (2) 実行委員会の構成員は次のとおりとする。
  - イ. 理事長
  - ロ. 副理事長、専務理事、常務理事その他理事会の決議によって当法人の業務を執行する理事として選定された者
  - ハ. JHLチームの実行委員

## 第4条 [実行委員の任期]

- (1) 実行委員の任期は選任後2年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員の任期は、他の実行委員の任期が満了すべき時までとする。
- (2) 実行委員は、再任されることができる。
- (3) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員は、選任後2年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。

## 第5条 [実行委員会等の招集]

- (1) JHL実行委員会は、原則として毎月招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) 実行委員会は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

## 第6条 [実行委員会等の招集権者および議長]

- (1) 実行委員会、理事長がそれぞれ招集し、その議長となる。ただし、理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、理事長が予め指名したものがこれにあたる。本項の定めにかかわらず、理事長は、その自由裁量により、議長を構成員の中から指名した者に委ねることができる。
- (2) 実行委員会の実行委員の総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、理事長は、請求された実行委員会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会の招集は、予め実行委員会において定めた期日の場合を除き、第3条第2項に定める実

行委員会の構成員に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

#### 第7条 [実行委員会等の権限等]

- (1) 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員会の審議を経るものとする。
  - ① 事業計画および事業報告に関する事項
  - ② 予算および決算に関する事項
  - ③ リーグ運営の基本方針に関する事項（但し、重要な事項は除く。）
  - ④ 試合実施に関する事項
  - ⑤ その他リーグ運営の基本方針に関する重要な事項
- (3) 理事長および理事長が指名するものは、理事会における決議内容を、実行委員会において報告するものとする。

#### 第8条 [実行委員会の定足数および決議要件]

実行委員会の決議は、実行委員会における構成員の現在数の3分の2以上が出席し、その出席構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、理事長の決するところによる。

#### 第9条 [実行委員会へのオブザーバー出席]

予め理事長に届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会に出席することができる。

#### 第10条 [実行委員会への関係者の出席]

- (1) 協会の役付理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

#### 第11条 [実行委員会の議事録]

実行委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記載し、これをJHLに保存する。

#### 第12条 [実行委員会の事務の統括]

実行委員会に関する事務は、理事長が指定した部署の長が統括する。

#### 第13条 [改正]

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

#### 第14条 [施行]

本規程は、2021年7月14日から施行する。